

上場株式等の配当等所得および譲渡所得等を市民税・県民税ですべて申告不要とする場合

○必要な提出書類

- ・ 市民税・県民税申告書
- ・ 市民税・県民税申告書 付表（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）
- ・ 所得税の確定申告書の控えの写し一式

○市民税・県民税申告書の書き方

- ・ 表面に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号のみ記入する

○市民税・県民税申告書付表（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）の書き方

- ①住所、氏名を記入する
- ②確定申告した上場株式等の所得を記入する（7～カ）
- ③「申告しません」にレ点を記入する

記入例

令和 年度(令和 年分) 市民税・県民税申告書 付表
(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

この申告書付表は市民税・県民税申告書と一緒に提出してください

【必要書類】

① 確定申告書の写し
② 配当所得等・譲渡所得等および住民税源泉徴収税額がわかる内訳書

納税義務者
住所
氏名

●確定申告書に記載した(予定含む)上場株式等の所得

		住民税の源泉徴収税額			
	総合課税分	ア	円	イ	円
上場株式等の配当所得等	分離課税分	ウ	円	エ	円
上場株式等の譲渡所得等		オ	円	カ	円

対象となる上場株式の配当所得及び譲渡所得については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは対象ではありません)。源泉徴収されない特定口座 (簡易申告口座) 及び一般口座での取引に係る所得については、申告不要制度を選択することはできません。

※1 各表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※2 申告不要を選択した場合、配当割・株式等譲渡所得割の税額控除・還付はありません。

●該当する口どちらかにレ点をつけてください。

上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では申告しません。

上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。

↓

		住民税の源泉徴収税額			
	総合課税分	キ	円	ク	円
上場株式等の配当所得等	分離課税分	ケ	円	コ	円
上場株式等の譲渡所得等		サ	円	シ	円

〔例：確定申告にて分離課税で申告した配当所得を住民税では総合課税で申告〕

〔申告期限〕市民税・県民税納税決定通知が送達される日まで ※申告期限を過ぎたものは受付できません※
(給与から納める方(特別徴収)は5月末頃、納付書等で納める方(普通徴収)は6月中旬頃発送予定)

① 住所・氏名を記入

② 申告不要とする所得と住民税の源泉徴収額を記入

ア： 確申第1表 ⑤の金額を記入

ウ： 確申第3表 ⑬の金額を記入

オ： 確申第3表 ⑭の金額を記入

イ エ カ： 確申第2表 住民税・事業税に関する事項の「配当割額控除額」「株式譲渡所得割額控除額」の金額を記入

※源泉徴収税額は、所得税の源泉徴収税額ではなく、住民税の源泉徴収税額を記入してください

③ ✓ を記入